

# ツキノワグマによる被害を防ぐために



▶問い合わせ先＝農林課林業係(☎内線7127)

## クマの被害を防ぐために

山際の耕地や道路、森林内での移動、農作業を行う際は、以下に気を付けてください。

①山中に入る際や山際の農地で作業する場合は、クマに人間の存在を知らせるため、鈴、笛、ラジオなど音の出るものを鳴らしてください。

②クマの出没状況を確認し、危険な場所には近づかないでください。県内の山はほとんどがクマの生息域です。クマがいるのは当然と思つて山に入ってください。入山予定地域の出没情報を、市役所農林課に問い合わせてください。

③グループでの行動を基本とし、朝夕はクマの活動が活発になるので、山中には入らないようにしましょう。やむを得ず山中に入る際には、声を掛け合いながら、細心の注意をもって行動しましょう。

また、悪天候の日や沢音が大きい場所などでは、クマも人の気配に気付かないこともあり、注意が必要です。

④子グマを見たらそっと立ち去りましょう。近くには必ず母グマがいます。母グマは子グマの危険を感じて人を攻撃することがあります。

■これからの季節、特に気を付けたいこと

- ・お盆などでお墓参りの機会が多くなります。お墓参りの際、お供え物をする人もいると思いますが、帰る際は必ずお供え物を持ち帰って下さい。
- ・野菜の残渣や収穫しない果実をそのまま放置すると、クマが誘引されることがありますので、適切に処理・除去してください。

■その他鳥獣に関する市の取り組み

市内には、クマのほか、ニホンジカやハクビシン、カラスなど、多種にわたる鳥獣が生息しています。野生鳥獣が人里に出没するようになった背景としては、里山の環境や人間の生活様式の変化、個体数の増加や行動域の拡大などが考えられます。

市は現在、農林業被害の軽減を図るため、次の各種事業を行っています。

## ツキノワグマの出没状況について

本年は、ツキノワグマの目撃が相次いでおり、7月27日現在で44件となっています。これは、昨年の同期間と比較すると約2.5倍であり、とても多くの目撃情報があるといえます。また、目撃情報は市内の全域におよび、市街地付近でも目撃されています。

6月1日には、日頃市町内において、70代の女性がクマに襲われる事故が発生しました。クマは本来、人目を避けて暮らす動物ですが、近年、里山に隣接する日常生活圏においても、ツキノワグマの出没が確認されています。理由として、クマが生息しているエリアの餌不足などが挙げられます。

7月には、三陸町越喜来字甫嶺、上甫嶺地内や、三陸町綾里字小路地内、三陸町吉浜字上野地内、立根町字寒風地内、日頃市町字長岩、田代屋敷地内で目撃情報がありました。目撃情報がある地域では特に注意しましょう。

## ツキノワグマに対する市の取り組みと対策

クマの目撃情報が寄せられた場合、防災行政無線による注意を促す放送を行うほか、花火などによる追払いや出没場所でのパトロールを強化し

たり、学校や保育園に対しては直接電話をし、情報共有に努めています。

また、ツキノワグマが民家の付近に出没し、人身被害の懸念がある場合に、捕獲を行っています。7月27日現在の捕獲実績は、11頭です。

## ツキノワグマはこんな動物

■食性  
クマの食べ物は、植物が中心ですが、季節や年によって食べ物を柔軟に変化させます。市内で目撃されている場所には、クマの好物である山菜、タケノコ、果実類(桑の実、柿など)、肥料として使用している米ぬか、蜂蜜などに誘引されるケースがありました。クマは食べることに夢中になると周りが見えなくなることもあり、美味しい食べ物の味を覚えると、執着します。

■行動  
6～7月は、交尾期であることから、行動範囲が広がります。12～4月ごろまでは、岩穴や木の根本などで冬眠します。

■出産  
冬眠前の母グマの栄養状態にもよりますが、冬眠中(2月上旬ごろ)に出産します。



## ■有害捕獲

大船渡猟友会の会員から構成される大船渡市鳥獣被害対策実施隊によるニホンジカを中心とした有害捕獲を実施しており、市内では、年間千四百頭前後のニホンジカを捕獲しています。さらに狩猟による捕獲を含めると、二千頭以上を捕獲しています。

年に数回、実施隊による一斉パトロールを実施するなど、捕獲の強化を図っています。

## ■防護網の配布

農作物被害を受けている人に対し、シカの防護網を有償で配布しています。

## ■集落による鳥獣対策の支援

一集落を対象とし、鳥獣対策を支援するため、研修会を開催しています。研修会では、鳥獣の生態を学び、鳥獣被害の課題解決に向けた対策を考えます。

## ■箱わなの貸し出し

ハクビシンやアナグマなどの捕獲に必要な箱わなを、農林課(三陸支所)から貸し出ししています。

## 大船渡市意欲ある狩猟者支援事業費補助金について

市では、本年度から有害鳥獣による農林業被害などを防止するため、新しく第一種銃猟免許を取得する人を支援します。制度の詳細については、問い合わせください。

- ▶補助対象＝次の要件を全て満たす人
- ・令和2年4月1日以後に第一種銃猟免許を取得し、大船渡猟友会に入会した人
  - ・取得した狩猟免許により、将来にわたり市の有害鳥獣対策事業に従事していく意思を有する人
  - ・市内に住所を有する人
  - ・市税を滞納していない人



- ▶補助内容＝次のとおり
- ・新規に第一種銃猟免許を取得する経費(狩猟免許受験手数料など)については、当該補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、5万円を限度とする。
  - ・猟具を取得するために必要な経費については、当該補助対象経費の2分の1以内の額。ただし、5万円を限度とする。
- ※虚偽の申請や大船渡猟友会入会日から起算して3年以内に市の有害鳥獣対策事業に従事しない場合は、補助金の返還が生じる場合があります。